

離島振興特別事業（離島体験滞在交流促進事業）に係る新規事業採択時評価実施要領細目について

離島振興特別事業（離島体験滞在交流促進事業）に係る新規事業採択時評価実施要領細目

第1 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は離島振興特別事業の中で地方公共団体が離島体験滞在交流促進事業費補助金を受けて施設を整備する事業で、評価実施要領第2に該当する事業とする。

第2 評価の実施する事業の単位

原則として事業採択を行う際の「施設」を1つの事業単位とする。

第3 評価の実施及び結果等の公表

1. 評価の実施手続

(1) 評価の実施主体

評価は国土交通省国土政策局離島振興課が行う。

(2) 地方公共団体に対する補助事業における評価資料の作成主体

地方公共団体は評価に係る資料の作成を行う。

(3) 評価に係る資料

評価に係る資料は、次に掲げる内容を整理した資料とする。なお、必要に応じて資料の追加等ができるものとする。

①事業概要

②別に定める事業評価調書の作成に必要な資料

2. 評価結果、対応方針等の公表

評価実施要領第4の2で定める評価結果の公表は、国土交通本省における閲覧等により行うものとする。

第4 評価の方法

1. 評価手法

評価は、別に定める事業評価調書を用いて行うものとする。

2. 評価手法研究委員会

「事業評価調書」の策定に当たっては、外部有識者から構成される研究会の意見を聞くものとする。

第5 本細目は、平成14年 3月22日より施行する。